

令和8年度女性活躍推進事業（大学生のキャリアデザイン講座） 業務委託仕様書

第1 委託事業名

令和8年度女性活躍推進事業（大学生のキャリアデザイン講座）業務

第2 委託期間

契約締結日から令和9年3月12日

第3 委託に当たっての基本的な考え方

業務の遂行に当たっては、県の委託事業であることを踏まえ、関係者との信頼関係を確保し、県及び事業に対する信用が損なわれないよう努めるものとする。

また、自らの営業につながるような行動をしないこと。

第4 業務委託の趣旨

本県においては就職期である若年女性の都市圏への転出超過が著しい状況にある。国の調査によると、若者が出身地域を離れた理由として、「希望する就職先等が少なかったから」「地元を離れたかったから」とする者の割合が高く、特に「地元を離れたかったから」とする割合は女性で高くなっている。将来にわたり持続可能な地域社会を構築していくためには、若者・女性がさまざまなライフステージにあっても自分らしく生きていける魅力ある地域づくりとその発信が必要である。

こうした課題を踏まえ、今後社会へ出ていく大学生のキャリア形成を支援し、県内における女性活躍と若者の県内定着促進の取組を推進する。

第5 委託業務の内容

県では、大学生を対象に、県内でのキャリアデザインを具体的に描くきっかけを提供し、県内就職やキャリア形成への意識啓発を図るため、県内企業等で管理職等として活躍するロールモデルとの交流会を下記のとおり実施する。

（1）開催大学、回数、開催時間

- ・県が指定する県内大学5校において各1回（計5回）開催する。
- ・開催時間は、各回2時間程度とする。
- ・開催日時は大学との協議により決定し、その調整を行うこと。

（2）参加者の募集

- ・開催大学に在籍する学生を30名程度募集すること。なお、参加者の性別は問わないものとする。
- ・参加者募集用のチラシやポスターを作成すること。また、チラシ及びポスターのデータを県及び大学に提供すること。
- ・参加申込用のWEBフォームは県が作成し、申込者情報は県から受託者に提供する。
- ・参加者募集の詳細は大学との協議により決定し、その調整及び想定する参加者数の確保に努めること。

(3) テーマ

- ・「県内での仕事と家庭の両立」や「県内でのキャリア形成」など、参加者の県内定着の促進やキャリア意識の啓発に資するテーマを設定すること。なお、テーマ設定にあたっては、女子学生だけでなく、男子学生への訴求にも配慮すること。

(4) プログラム

- ・ロールモデルによる事例発表のほか、参加者とロールモデルを交えたグループワーク等のワークショップを実施すること。
- ・県、大学及びファシリテーターと調整し、事例紹介及びワークショップのための資料を作成すること。
- ・参加者が、他の参加者やロールモデルとの交流を通じて多様な考え方に触れ、自身の考えを深められるよう内容及び進行を工夫すること。

(5) ファシリテーター

- ・大学生のキャリア形成支援及び女性活躍に関する知識を有し、ワークショップの司会進行及びファシリテーションに関する技術と経験を有する者を選定すること。

(6) ロールモデル

- ・県内の様々な分野の企業等でリーダー層や管理職等として活躍するロールモデル（各回3名程度）を選定すること。
- ・ロールモデルは、各回につき半数以上を女性とすること。男性を選定する場合は、長期間の育児休業を取得し、共働き・共育での経験を有する等、女性活躍や県内での仕事と家庭の両立といった事業趣旨に沿った人材とすること。
- ・選定にあたっては、各大学が上記以外にロールモデルに求める追加要件を聞き取り、県及び大学と調整を行った上で決定すること。

(7) 実施形式、会場

- ・会場において開催する形式とすること。
- ・会場は大学との協議により決定し、その調整を行うこと。なお、自然災害又は感染症等の必要性から、オンラインにより実施しなければならなくなった場合にも対応すること。
- ・会場費は委託料に含めないこと。

(8) 開催等の事務内容

- ・事例紹介及びワークショップのための資料を参加者に配布すること（県担当者及び大学関係者等への配布を含む。）。なお、資料作成等に要する費用は委託料に含めること。
- ・県、大学、ファシリテーター及びロールモデル（以下、関係者という。）の間で、開催日程、実施内容、資料作成、当日の進行その他事項（以下、開催内容という。）についての連絡調整を受託者が行うこと。
- ・開催内容の決定にあたっては、事前に県と十分協議すること。
- ・開催当日の会場準備、受付、司会進行、片づけ等の開催事務を行うこと。

(9) 参加者への事前事後アンケート調査

- ・参加による意識変化の把握及び事業評価のため、講座の参加者へのアンケート調査を開催前後で実施すること。
- ・アンケート調査項目は県と協議の上決定し、調査票は受託者が作成すること。
- ・アンケート回答結果のとりまとめ資料を作成し、県が指定する期日までに、ローデータとともに県へ提出すること。

(10) 謝金の支払い

- ・ファシリテーター及びロールモデルへの謝金は受託者が支払うこととし、委託料に含めること。なお、それぞれの単価は次のとおり想定している。

種別	税込金額（1名当たり・1回）
ファシリテーター	82,500円（企画料を含む。）
ロールモデル	22,000円（旅費を含む。）

第6 委託に関わる留意事項、条件

- 1 委託業務全般を統括する「統括責任者」を指定すること。
- 2 事業実施に当たっては、県と緊密に連携を図りながら円滑な事業の進行に努めること。
- 3 事業の進捗状況を定期的（概ね1月に1度）に県へ報告すること。
- 4 事業終了後に、以下ア～ウを記載した「業務実施報告書」を作成し、データで提出すること。「事業実施報告書」の内容及び記録写真データ（J P E G）は、県が作成するホームページ、情報誌、S N S等に掲載できるものとし、当日の写真撮影に当たっては公表を前提として当事者に使用許諾を取ること。また、不許可の人物の顔が映り込まないように配慮すること。
 - ア 開催大学ごとの実施概要
 - イ 参加者、ファシリテーター及びロールモデルの発言要旨
 - ウ 開催当日の様子を撮影した記録写真（J P E Gデータでも提出すること）
- 5 本業務により得られた成果は、原則として県に帰属するものであること。
- 6 受託者は、本業務に関し、県から受領又は閲覧した資料等について、県の了解なく公表し、又は使用してはならないこと。
- 7 受託者は、本業務で知り得た関係者及びロールモデルが所属する企業等の業務上の秘密を保持しなければならないこと。
- 8 受託者は、業務（再委託した場合を含む。）の運営上取り扱う個人情報、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範を遵守し、適切に管理しなければならないこと。
- 9 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに県に報告、協議を行い、その指示を受けること。
- 10 これらの条件に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し、損害補償させる場合があること。
- 11 受託者は、業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容等について、事前に県の承諾を得なければならないこと。
- 12 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において、できる限り仕様の

変更に応じること。

第7 契約限度額

金3,663,000円以内（消費税及び地方消費税の額を含む）